

講習科目の範囲及び時間

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

講習科目	範囲	講習時間
木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	軸組み、小屋組み、床組み、桝組壁等の主要構造部分の工法 屋根及び外壁下地の工法 継手及び仕口の工法 建て方作業の方法及び順序 軸組み等の補強方法	7 時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 電気 墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 服装及び保護具	3 時間
作業員に対する教育等に関する知識	作業員に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1 時間 30 分
関係法令	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）中の関係条項	1 時間 30 分